

沖縄県指定大保鳥獣保護区

更新計画書

令和6年11月1日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

大保鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

大宜味村所在塩屋大橋の北端を起点とし、同所から海岸線を東進し国道 331 号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み大宜味村田港地区 2 号農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み田港地区 3 号農道との交点に至り、同所から同農道を北進し田港地区 7-5 号排水路との交点に至り、同所から同排水路、7-3 号排水路、7-2 排水路及び 8 号排水路に沿って進み大保川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東進し大工又橋との交点に至り、同所から南進し国道 331 号線との交点に至り、同所から西進し田港地区 23 号排水路との交点に至り、同所から同排水路及び 22 号排水路に沿って進み国道 331 号線との交点に至り、同所から同国道を西進し田港地区 20-3 号排水路との交点に至り、同所から同排水路及び 18 号排水路に沿って進み江州一般農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み田港地区 12 号農道との交点に至り、同所から同農道を北進し県道 9 号線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道 58 号線との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和 6（2024）年 11 月 1 日から令和 26（2044）年 10 月 31 日まで（20 年間）

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、塩屋湾沿岸や大保川沿いの斜面林において、フクロウ類、カラ類、リュウキュウイノシシなど森林に生息する種、サギ類、ミサゴ、カワセミなどの水辺に生息する種、ムクドリ、イソヒヨドリ、スズメなど耕作地や集落周辺に生息する種など多数の種が生息し、鳥類相の多様性も高く、また冬鳥など渡り鳥の割合が高く、渡り鳥の中継・休息地となっている。

また、沖縄島北部地域固有のヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲなども生息しており、沖縄島北部地域の森林鳥獣分布域維持のため、大保周辺における森林鳥獣の保護は重要である。

このように、当該区域は森林鳥獣、水辺に生息する鳥獣など多様な鳥獣が生息することから、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する森林鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携して普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 特定外来生物の侵入状況について情報収集に努める。

3 鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は大宜味村に所在し、塩屋湾及び大保大川下流域とその周辺の低地が対象となっており、県道9号線と国道331号に囲まれている。塩屋湾周辺には、塩屋、屋古、田港、大保、白浜、宮城などの集落が点在している。

また、当該区域を含む周辺地域は、やんばる国立公園の特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域に指定されている。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、区域の大半を占める塩屋湾はサンゴ礁（イノー礁地）となっており、大保大川の河口部は谷底低地となっている。周辺は所々に段丘を擁した一般斜面の丘陵地となっている。

表層地質は、本保護区の大半を現世サンゴ礁堆積物が占めており、大保大川の河口部は沖積層からなっている。

ウ 植物相の概要

塩屋湾の南岸から突き出た岬はリュウキュウマツ群落、ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落、ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）が分布している。大保大川の河口部周辺は畑雑草群落となっており、河川内は部分的に塩沼地植生が発達している。

エ 動物相の概要

当該区域では、これまでにリュウキュウコノハズク、アマミヤマガラなど森林に生息する種、ミサゴ、カワセミなどの水辺に生息する種に加え、沖縄島北部地域固有のヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲなどが確認されている。

令和5年度の現地調査により生息が確認された鳥獣は別表1及び2のとおり、鳥類27科63種、哺乳類6科8種である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表1のとおり

イ 獣類

別表2のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

加害鳥獣 リュウキュウイノシシ、ハシブトガラス

被害品目 シークワーサー、カボチャ、オクラ、ナス、スイートコーン

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区制札 4本

(2) 案内板 1基

7 存続期間更新の理由

当該区域は、沖縄島北部地域固有の種、森林鳥獣、水辺に生息する鳥獣など多様な鳥獣が生息しており、沖縄島北部地域の森林鳥獣分布域維持のため重要であることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和49年11月14日(昭和49年11月14日告示第445号)

(2) 経緯

昭和59年11月1日(昭和59年10月26日告示第825号)存続期間の更新

平成16年11月1日(平成16年10月29日告示第730号)存続期間の更新

(別表1)

大保鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	237 ha	- ha	237 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野	40 ha	- ha	40 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
農耕地	16 ha	- ha	16 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
水面	172 ha	- ha	172 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	9 ha	- ha	9 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野庁所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文部科学省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林以外の国有地	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
農林水産省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
財務省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国土交通省所管	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
環境省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
地方公共団体有地	8 ha	- ha	8 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
都道府県有地	6 ha	- ha	6 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	0.1 ha	- ha	0.1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	0.1 ha	- ha	0.1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	0.4 ha	- ha	0.4 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	5.5 ha	- ha	5.5 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
市町村有地等	2 ha	- ha	2 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	2 ha	- ha	2 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
私有地等	56 ha	- ha	56 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	29 ha	- ha	29 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	29 ha	- ha	29 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	3 ha	- ha	3 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	24 ha	- ha	24 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
公有水面	172 ha	- ha	172 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
計	237 ha	- ha	237 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
自然公園法による地域	223 ha	- ha	223 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別保護地区	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	40 ha	- ha	40 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	183 ha	- ha	183 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文化財保護法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。

(別表2)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	ハシビロガモ		冬鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		カルガモ		留鳥・冬鳥
		マガモ		冬鳥
		オナガガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
ハト	ハト	○ カワラバト(ドバト)		留鳥・外来
		○ リュウキュウキジバト		留鳥
ツル	クイナ	<u>ヤンバルクイナ</u>	国 CR、県 CR、国内希少、国天	留鳥
		○ バン		留鳥
		オオバン		冬鳥
		○ シロハラクイナ		留鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	県 NT	留鳥
チドリ	セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u>	国 VU、県 VU	冬鳥
	シギ	ヒバリシギ		冬鳥
		○ ヤマシギ		冬鳥
		○ タシギ		冬鳥
		○ イソシギ		冬鳥
		クサシギ		冬鳥
○ キアシシギ		冬鳥・旅鳥		
		<u>タカブシギ</u>	国 VU、県 VU	冬鳥・旅鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		冬鳥
ペリカン	サギ	○ ゴイサギ		留鳥・冬鳥
		○ ササゴイ		冬鳥・旅鳥
		○ アマサギ		冬鳥・旅鳥
		○ アオサギ		冬鳥
		○ ダイサギ		冬鳥
		○ チュウサギ	国 NT、県 NT	冬鳥
		○ コサギ		冬鳥・一部留鳥
		○ クロサギ		留鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	国 NT、県 NT	冬鳥
	タカ	○ ツミ	県 DD	留鳥
		○ <u>サシバ</u>	国 VU、県 VU	冬鳥・旅鳥
フクロウ	フクロウ	○ リュウキュウアオバズク	県 NT	留鳥
		○ リュウキュウコノハズク	県 NT	留鳥
		○ <u>リュウキュウオオコノハズク</u>	国 VU、県 VU	留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ カワセミ	県 NT	留鳥
キツツキ	キツツキ	○ リュウキュウコゲラ	県 NT	留鳥
		<u>ノグチゲラ</u>	国 CR、県 CR、国内希少、特天	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ <u>ハヤブサ</u>	国 VU、県 VU	冬鳥

スズメ	サンショウクイ	○	リュウキュウサンショウクイ	留鳥
	カラス	○	リュウキュウハシブトガラス	留鳥
	シジュウカラ	○	アマミヤマガラ	県 NT 留鳥
		○	オキナワシジュウカラ	留鳥
	ヒヨドリ	○	リュウキュウヒヨドリ	留鳥
		○	シロガシラ	留鳥・外来
	ツバメ	○	リュウキュウツバメ	留鳥
		○	ツバメ	旅鳥
	ウグイス	○	ウグイス	留鳥・冬鳥
	ムシクイ		ムジセッカ	旅鳥
	メジロ	○	リュウキュウメジロ	留鳥
	ムクドリ		ムクドリ	冬鳥・一部留鳥
			ホシムクドリ	冬鳥・旅鳥
	ツグミ		マミチャジナイ	冬鳥
		○	シロハラ	冬鳥
			アカハラ	冬鳥
	ヒタキ		エゾビタキ	旅鳥
		○	ノゴマ	冬鳥
			アカヒゲ	国 VU、県 VU、国内希少、国天 冬鳥
		○	ホントウアカヒゲ	国 EN、県 EN、国内希少、国天 留鳥
		○	イソヒヨドリ	留鳥
	スズメ	○	スズメ	留鳥
	セキレイ	○	キセキレイ	冬鳥
合計 13 目	27 科		63 種	

(注)

- データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和 5 年度）に拠った。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録第 8 版 和名・学名リスト（日本鳥学会 Web サイト 令和 5 年 9 月 30 日公開）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省レッドリスト 2020
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 国内希少：国内希少野生動植物種、国際希少：国際希少野生動植物種
 文化財保護法
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 15 年度調査及び令和 5 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第 2 条第 4 項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。外来鳥獣については、外来と記載した。

(別表3)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
真無盲腸	トガリネズミ	○ ワタセジネズミ	国 NT、県 NT	
		○ ジャコウネズミ	県 DD	
翼手	オオコウモリ	○ オリイオオコウモリ	県 NT	
	キクガシラコウモリ	○ オキナワコキグガシラコウモリ	国 EN、県 EN、国内希少	
食肉	マングース	○ フィリマングース		外来
偶蹄	イノシシ	○ リュウキュウイノシシ	県 VU	
齧歯	ネズミ	○ クマネズミ		外来
		○ オキナワハツカネズミ	県 DD	
合計	5 目 6 科	8 種		

(注)

- 1 データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和5年度）に拠った。
- 2 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定2版（阿部他、2008年）に拠った。
- 3 種の指定等の要件は次のとおりである。

国：環境省レッドリスト2020

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第3版（動物編）（平成29年改訂）

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内希少：国内希少野生動植物種、国際希少：国際希少野生動植物種

文化財保護法

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物

- 4 ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成15年度調査及び令和5年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 5 備考には、外来鳥獣については、外来と記載した。

沖縄県指定大保鳥獣保護区位置図



沖縄県指定大保鳥獣保護区区域図



